

# 議第89号 呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

救護施設，更生施設，医療保護施設，授産施設及び宿所提供施設（以下「保護施設」といいます。）の設備及び運営に関する基準については，救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「国の基準」といいます。）に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。

この度，国の基準の一部が改正されたこと等に伴い，所要の規定の整備をするものです。

## 2 国の基準の一部改正の内容

### (1) 適切なハラスメント対策（参酌すべき基準）

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から，性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等により就業環境が害されることの防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることとされました。

### (2) 感染症や災害の発生時における業務継続計画（従うべき基準）

感染症や災害が発生した場合であっても，利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から，業務継続計画の策定，研修及び訓練の実施等が義務化されました。

### (3) 災害対応時における地域住民との連携（参酌すべき基準）

災害への対応においては，地域との連携が不可欠であることを踏まえ，避難等の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととされました。

### (4) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止（従うべき基準）

感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から，対策を検討する委員会の開催，指針の整備，研修及び訓練の実施等が義務化されました。

### (5) 経過措置

感染症等への対応に係る事項（(2)及び(4)）については，保護施設の事業者の準備期間を設ける必要があるため，令和6年3月31日までの2年8か月間の経過措置を設けることとされました。

## 【参考】

### ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する，必ず適合しなければならない基準であり，当該基準に従う範囲内で，地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの，異なる内容を定めることは許されないもの

### ・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

#### 【用語解説】

救護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護施設のうち、身体上又は精神上に著しい障害があり、経済的な問題も含め、日常生活を営むことが困難な要保護者が生活扶助を受ける入所施設です。
更生施設	生活保護法に基づく保護施設のうち、身体上又は精神上の理由で養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設です。
医療保護施設	生活保護法に基づく保護施設のうち、医療を必要とする要保護者に対し、医療の給付を行う施設です。
授産施設	生活保護法に基づく保護施設のうち、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情で就業能力の限られている要保護者に対し、就労や技能の修得のために必要な機会を与え、自立を支援する施設です。
宿所提供施設	生活保護法に基づく保護施設のうち、住居のない要保護者の世帯に対し、住宅扶助を行う施設です。

### 3 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

### 4 施行期日

令和3年8月1日